

# 大田区都市計画審議会（第158回）

目 的	1 東京都市計画緑地（中央五丁目緑地）の変更（大田区決定）について 2 東京都市計画道路（都市高速道路第一号線大師橋）の変更（東京都決定）について																		
日 時	平成27年11月6日（金） 開会 2時01分 閉会 3時03分																		
場 所	大田区消費者生活センター 2階 大集会室																		
委 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">○ 小西恭一</td> <td style="width: 33%;">○ 志水英樹</td> <td style="width: 33%;">欠 中井検裕</td> </tr> <tr> <td>欠 中西正彦</td> <td>○ 今井克治</td> <td>○ 日野明美</td> </tr> <tr> <td>○ 伊藤和弘</td> <td>○ 伊佐治剛</td> <td>○ 岡元由美</td> </tr> <tr> <td>○ 田村英樹</td> <td>○ 黒沼良光</td> <td>○ 黒川 仁</td> </tr> <tr> <td>○ 樋口幸雄</td> <td>○ 鈴木秀夫</td> <td>欠 平本叔之</td> </tr> <tr> <td>欠 馬場宏二郎</td> <td>欠 高橋直人</td> <td>欠 河野攝夫</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">○印出席者</p>	○ 小西恭一	○ 志水英樹	欠 中井検裕	欠 中西正彦	○ 今井克治	○ 日野明美	○ 伊藤和弘	○ 伊佐治剛	○ 岡元由美	○ 田村英樹	○ 黒沼良光	○ 黒川 仁	○ 樋口幸雄	○ 鈴木秀夫	欠 平本叔之	欠 馬場宏二郎	欠 高橋直人	欠 河野攝夫
○ 小西恭一	○ 志水英樹	欠 中井検裕																	
欠 中西正彦	○ 今井克治	○ 日野明美																	
○ 伊藤和弘	○ 伊佐治剛	○ 岡元由美																	
○ 田村英樹	○ 黒沼良光	○ 黒川 仁																	
○ 樋口幸雄	○ 鈴木秀夫	欠 平本叔之																	
欠 馬場宏二郎	欠 高橋直人	欠 河野攝夫																	
出 席 幹 事	副区長（幸田） まちづくり推進部長（黒澤） 都市基盤整備部長（荒井） まちづくり管理課長（西山） 都市基盤管理課長（明立） 都市計画担当課長（河原田）																		

傍聴者 5名

議 事	議 題	第1号議案「東京都市計画緑地（中央五丁目緑地）の変更（大田区決定）について」 第2号議案「東京都市計画道路（都市高速道路第一号線大師橋）の変更（東京都決定）について」
	概 要	
<u>議決事項</u> 第1号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。 第2号議案について、諮問のとおり定めることが適当である。		
その他		
提出資料	第1号議案	諮問文（写）
	事前資料1	東京都市計画緑地の変更（大田区決定）
	事前資料2	東京都市計画緑地（第79号中央五丁目緑地）総括図
	事前資料3	東京都市計画緑地（第79号中央五丁目緑地）計画図
	事前資料4	東京都市計画緑地（第79号中央五丁目緑地）の変更（大田区決定）について【説明資料】
	事前資料5	意見書要旨
	当日資料1	参考図（位置図・現況写真）
	第2号議案	諮問文（写）
	事前資料1	東京都市計画道路（都市高速道路第1号線）の変更（東京都決定）
	事前資料2	東京都市計画道路（都市高速道路第1号線）総括図
	事前資料3	東京都市計画道路（都市高速道路第1号線）計画図
	事前資料4	東京都市計画道路（都市高速道路第1号線）の変更（東京都決定）について【説明資料】
	参考資料	意見照会（写）
	当日資料1	参考図（首都高速道路の更新計画・高速大師橋の現状） 参考図（位置図・平面図・断面図）

河原田 幹 事      本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます都市計画担当課長の河原田でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、ここからの議事につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小 西 会 長      本日の審議会の会長を務めます小西と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、本日の審議会の成立につきまして、事務局より報告願います。

河原田 幹 事      それでは、本日の審議会の成立につきまして、ご報告申し上げます。審議会の成立要件につきましては、大田区都市計画審議会条例第5条第2項において、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。」と規定されています。

本日の委員の出席状況でございますが、委員18名のうち、出席12名、欠席6名により、定足数を満たしております。

なお、本日の傍聴申込数は5名となっております。

小 西 会 長      ありがとうございます。ただいま事務局から報告がありましたように、定足数に達しておりますので、本審議会は成立となります。

ここで、第158回大田区都市計画審議会の開会を宣言いたします。審議に先立ち、本日の審議会の議事録署名委員を伊佐治委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小 西 会 長      ありがとうございます。伊佐治委員、議事録の署名につきまして、よろしくお願いいたします。ここで、傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入室)

小 西 会 長      それでは、本日の議題につきまして、事務局より報告願います。

河原田 幹 事      本日は、諮問案件2件となりますので、よろしくお願いいたします。す。

小 西 会 長      それでは、本日の議案の審議に入ります。

大田区長より大田区都市計画審議会会長宛てに、平成27年10月6日付けで、第1号議案『東京都市計画緑地（中央五丁目緑地）の変

更（大田区決定）について』が諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いします。

河原田 幹 事

それでは、諮問文の朗読をさせていただきます。

お手元に配付させていただきました、第1号議案の諮問文をご覧ください。それでは、読み上げます。

『東京都市計画緑地の変更（大田区決定）について』。

都市計画法第21条第2項において、準用する同法第19条第1項の規定により、下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は以上となります。

小 西 会 長

それでは、この議案を上程いたします。

幹事より議案の説明をお願いします。

西 山 幹 事

それでは、議案の説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

#### （資料確認）

第1号議案につきましては、都市計画緑地の変更を行うというものでございます。

諮問文を1枚おめくりいただきます。事前資料1をご覧くださいればと思います。

東京都市計画緑地中第79号中央五丁目緑地を変更するというものでございます。

面積について、1.1haを1.5haに変更し、この面積の拡大に伴いまして、区域の変更するという内容でございます。

具体的な場所でございますが、事前資料2に記載させていただいております。地図の中ほどにございます丸囲みの中、こちらが当該地の位置関係をお示ししたものでございます。

さらに1枚おめくりいただきますと、事前資料3において、赤い斜線になっている部分がこのたび区域の0.4ha増やした変更部分でございます。

具体的な内容について、事前資料4として、趣旨・経緯、位置、都市計画の内容、説明会の概要等を整理させていただいたところでございます。

本計画地につきましては、大田区の台地部、大田区の中央に位置するような状況であり、区内でも良好な自然環境が比較的多く残るエリアでございます。緑豊かな低層住宅地の住環境の維持・保全、また、崖線の貴重な緑の保全、みどりのネットワークづくり、さらなる推進がこういった地域には求められているところでございます。

本計画地におきましては、平成21年に計画面積1.1haで既に都市計画をしております、平成24年度から一部供用されているところでございます。開園後につきましては、桜を生かした散策路と調和した緑の拠点として、地域にも親しまれているところでございます。

今回の変更でございますが、このたび既存の緑地に隣接している地図の赤い部分にある佐伯栄養学校が蒲田地区へ移転することに伴いまして、この跡地の部分約0.4haを区域として拡大するというものでございます。この拡大によりまして、散策路と連携した区民の方が緑と触れ合える拠点機能や、さらなる自然環境の保全を目的としまして、新たにこの中央五丁目緑地を拡張するという都市計画変更を行うというものでございます。

当該地域は、第1種低層住居専用地域で、建蔽、容積、高度地区等は資料に記載のとおりでございます。

なお、都市計画の手續につきまして、説明申し上げます。

説明会についてでございますが、平成27年7月9日に開催しております。新井宿特別出張所会議室におきまして、23名の方のご出席をいただいたところでございます。都市計画の変更に関する意見は特にございませんでした。

また、都市計画の手續といたしまして、公告・縦覧でございます。平成27年の9月1日から18日の間実施しまして、2件の意見を頂戴しております。その意見書の内容につきましては、事前資料5にまとめたとおりでございます。表に意見書の要旨、大田区の見解に記載させていただいております。

二つご意見を頂戴しておりますが、1点目につきましては既存の自然環境を損なわないこと、2点目につきましては、自然、現在あるものに手を加えない整備を要望するという趣旨のご意見をいただいております。直接都市計画の変更との関係はございませんが、参

考として記載をさせていただいたところでございます。

大田区としましては、この意見書でいただいたご意見につきまして、今後整備を進める際の参考とさせていただきます。

それから参考までに現況写真として、①から⑥、それぞれ周囲からこの緑地に向けて撮影しました写真を掲載させていただいたところでございます。

簡単ではございますが、私からの説明は以上になります。

小 西 会 長 事務局の説明は以上のとおりでございます。

では、委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

黒沼委員。

黒 沼 委 員 黒沼です。今日説明を受けました目的が、景観を守るためということ、良好な自然環境とあるんですが、今日、昨日も見てきたのですが、②と③のほうから見た写真がございます。この建物そのものは良好な自然環境には当てはまらないんじゃないかなと思ひまして、今後どのように考えているのか、なぜこの建物部分が入ったのかだけお聞きしたいのですが。

小 西 会 長 西山幹事。

西 山 幹 事 ちょっと説明が足りずに申しわけございません。現校舎は取り壊して、隣接する緑地と一体的に都市計画緑地として整備いたします。校舎につきましては、かなり老朽化しておりますので、取り壊します。取り壊し後は、ほぼ平たんになりますので、その後、緑等のあつらえをしていくという考えでございます。

黒 沼 委 員 了解しました。ぜひ全体の緑地にふさわしく計画されますよう要望しておきます。以上です。

小 西 会 長 ありがとうございます。

日 野 委 員 お伺いします。審議会とは直接関係ないのですが、この土地、校舎の所有権とかは、きちんと解決されているのかどうか。所有権が移転しているとか、購入したとか、賃貸であるとか、その辺はどのようなのでしょうか。

小 西 会 長 まちづくり管理課長。

西 山 幹 事 今後、こちらは区で購入して、契約の手続に入ってくるというこ

とで、それに伴って所有権も移っていくというものでございます。

日野委員 ありがとうございます。

樋口委員 よろしいでしょうか。

小西会長 樋口委員。

樋口委員 これだけ立派に開発されて、ご近所の方もほっとしたと思うのですが、この作業に当たって、区側の作業とそれから近隣の関係について一つお聞きしたいのですが。道路幅が広いところと、道路幅が狭いところがございますよね。この入り口、下のほうについてはかなり道路幅が広いですが、その緑地帯の近辺については、道路幅が狭いという問題点があったんですが、その辺の解決はどのようになっているのか、お伺いしたいのですが。一部、敷地内に道路を広くして、塀を引っ込ませて、道路幅を広くしたという話は聞いているんですが、実際にどうなっているのか、その確認をしたいのですが、いかがでしょうか。

小西会長 荒井部長。

荒井幹事 現時点で、買収して改修したところに、2 m程度の歩道をつけましたけれども、あれを延長して整備していく予定でございます。構造上、擁壁等を整備し直すなど、実施設計の中で少し考えますけど、基本的には2 m後退した歩道を回していく考えでございます。

樋口委員 これからの作業としてやっていただくわけで、その結果、この計画が完全にできるということですね。わかりました。以上です。

小西会長 岡元委員。

岡元委員 今ある佐伯栄養専門学校は取り壊して緑地にしてしまうということだと、その後、例えば一度緑地にして、都市計画が決定した後にまた公共施設を建設するということは、できませんよね。

小西会長 まちづくり管理課長。

西山幹事 ご指摘ございましたとおり、ここは都市計画緑地として位置づけられていますので、既存の校舎を壊して、緑と一体的な整備を図ることになります。

小西会長 岡元委員。

岡元委員 この場所を取得するのに当たって、大田区としては、蒲田駅に近い土地と交換したということだったと思うんですけれども、その活

用の方法として、緑地にするために、蒲田の土地、非常に駅近の高い価格であるところと交換をしたというふうに考えればよろしいのでしょうか。

小 西 会 長 まちづくり管理課長。

西 山 幹 事 区として購入していくということで、進めているところです。

小 西 会 長 岡元委員。

岡 元 委 員 緑が増えることは大変良いことだとは思いますが、大田区として公共施設の整備を考えて、この周辺、三中の裏側にも保育園をつくっていただいたりしましたけれども、非常に閑静な住宅街、学校がある側はそういう住宅街になるんですが、公共施設等の必要性というのは、区としては今のところないという考え方でこの計画になるわけですね。

小 西 会 長 まちづくり推進部長。

黒 澤 幹 事 まちづくり管理課長の答弁を若干補足させていただきます。こちらについては、蒲田の佐伯栄養学校さんの土地とは交換ではなくて、それぞれの用途で売払い、買入れを行うという形になります。この基本方針は、議会にもご報告申し上げたところでございますが、佐伯山のこの拡張部分については都市計画緑地として整備して、貴重な緑の保全を図っていくという考え方で佐伯栄養学校と協定を結びながら、所有権の移転等の準備を進めてきているという経過になってございます。

なお、この緑地の中に、緑地に伴って附属する種々の機能とか盛り込みについては、今後実施設計に向けて、地域の皆様のご意見等を伺いながら、今後検討している段階で、まだ全てが決まっているという状況ではございません。

小 西 会 長 岡元委員。

岡 元 委 員 今その機能という意味で、防災の機能みたいなものはしっかりと置き込んでいただくということで、要望させていただきます。

小 西 会 長 ご要望ということで伺います。

このほか、ご質問やご意見がございますか。

田村委員。

田 村 委 員 事前資料4の中で、説明会の概要が記載されておりました。7月9

日、23名の出席者があったと記載されていますけども、これはこの近隣の住民の方、町会の方とか関係者なのでしょうか。

小西会長 まちづくり管理課長。

西山幹事 多いのは中央三丁目ですとか、ほとんど近隣の方がご参加、ご出席いただいた状況でございます。

小西会長 田村委員。

田村委員 この学校にどれだけの職員がいて、どれだけの生徒さんがいて、どれだけの経済活動があったのかは計り知れますが、今回これが取り壊しになるということで、そういった人たちの消費だったり、経済活動がなくなっていく。そうすると、ここの学校に通うために、近くにあった駅だとか商店街だとか、そういったところからの何かお声というのがあれば、教えていただきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

小西会長 まちづくり管理課長。

西山幹事 この移転に伴う人の流れ等に伴って、地域からの声はというご質問かと思いますが、この移転に伴う影響ということは聞いておりません。参考までに申し上げますと、ここは2年制の学校で、約1学年120名の定員なのですが、平成23年の時点で約160名の生徒さんが通っていらっしゃったという状況はございます。

小西会長 よろしいですか。

田村委員 はい。

小西会長 このほか、ご質問やご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、委員の皆様のご質問とご意見が出尽くしたようですので、お諮りしたいと思います。

第1号議案については、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思いますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

小西会長 ありがとうございます。

それでは、第1号議案につきましては、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。

それでは、次の議案の審議に入ります。

大田区長より、大田区都市計画審議会会長宛てに、平成27年10月

6日付けで、第2号議案『東京都市計画道路（都市高速道路第1号線大師橋）の変更（東京都決定）について』が諮問されましたので、これを議案といたします。

それでは、諮問文の朗読をお願いします。

河原田 幹 事

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

お手元に配付いたしました第2号議案の諮問文をご覧ください。それでは、読み上げます。

『東京都市計画道路の変更（東京都決定）について』。

都市計画法第21条第2項において、準用する同法第18条第1項の規定に基づき、平成27年9月25日付け27都市基街第144号により、東京都知事から照会があったので、下記のとおり諮問する。

諮問文の朗読は以上でございます。

小 西 会 長

それでは、この議案を上程いたします。

幹事より、議案の説明をお願いします。

西 山 幹 事

それでは、第2号議案につきまして、ご説明申し上げます。第2号議案の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

事前資料1のほうをご覧ください。今回、都市計画道路の変更でございまして、こちら資料の1枚目、2枚目でございます。

都市計画におきまして定めています名称、位置、区域、構造について、変更するというものでございます。

事前資料の3枚目のところに、変更の概要をお示しさせていただいたところでございます。

1点目といたしまして、一部幅員の変更として16.5mを18.2mに幅員を変更するというものでございます。それから車線数を4車線とし、一部区間は6車線として決定することになってございます。

事前資料2の大田区の用途地域図に、空港のほうに沿うように赤い線、首都高速1号線でございます。その下のほう、ちょうど多摩川のかかる部分でございますが、この区間について、都市計画の変更を行うというものでございます。

事前資料3は、計画図でございます。幅員16.5mのものを18.2mに改める。橋脚の部分の幅員が増えるということでございます。

趣旨・経緯でございます。都市計画高速道路1号線は、昭和43年11月の開通以降、40年以上が経過をしているという状況でございます。これまでも日々点検・補修等を行ってきたところでございますが、橋梁全体に多数の疲労亀裂等が生じているということでございます。このたび長期的な安全性を確保するため、橋梁のつくりかえ（更新）を行うということでございます。

また、更新に当たりましては、現行の道路法等の法規にのっとった構造とするため、道路幅員を現行の16.5mから18.2mに拡幅するというものでございます。

また、これまで車線数については都市計画の中で決定しておりませんでしたでしたが、このたびの変更とともに、全線にわたって車線数を決定するという、二つの変更内容でございます。

位置につきましては、先ほどお示した地図のとおりでございます。また、用途地域につきましてはこちらに記載がございます。当該地は第1種住居地域で、建蔽、容積、高度の規制等は記載のとおりです。

都市計画の内容といたしましては、位置並びに変更延長として約60mの区間ではありますが、こちらの幅員を16.5mから18.2mに改めるというものでございます。

なお、当該区間の車線数につきましては、4車線ということになっております。

都市計画の手続といたしまして、平成27年6月24日に羽田小学校におきまして説明会を開催して、19名の方のご出席をいただいたところでございます。意見につきましては、都市計画の変更に関する意見等は特にございませんでした。

それから、補足といたしまして、当日配付資料をご覧ください。

今回の首都高速道路の更新計画ということで、左上のほうに表を掲載させていただいております。

首都高速株式会社が平成26年6月に発表いたしまして、1号羽田線の高速大師橋の部分について、更新が必要となっているという状況でございます。

2番目といたしまして、高速大師橋の疲労亀裂した箇所の写真を

掲載しています。長期的な安全を確保するために、橋梁のつくりかえを行うということでございます。

それから、A3の資料には先ほどの位置図、今回の変更箇所と、平面図、断面図、車線数は変更ございませんが、拡幅の部分となる路肩を、表示させていただいております。

なお、都と県にまたがる橋でございますので、川崎市におきましても都市計画の変更に向けて、同様の手続を現在進めているところでございますので、あわせて申し添えます。

私からの説明は以上になります。よろしくお願いたします。

小西会長 それでは、事務局からの説明は終わりました。委員の皆様からご質問やご意見がございましたら、お願いたします。

黒沼委員。

黒沼委員 黒沼です。お尋ねします。説明のこれまでの構造概要、構造形式と下部工鋼管杭＋RC橋脚と書いてあるのを、構造物の長期の安全性を確保する観点から、疲労損傷の発生しにくい構造へということで、橋梁のつくりかえを行うと書いてあるんですが、これまでの構造はRCと書いてあるんですけど、下のほうには書かれていません。どのようなものか説明していただくとともに、16.5mから18.2mに、そのために広がるんだろうと思うんですけども、構造上の理由なのか、お知らせください。

小西会長 どなたが説明されますか。まちづくり推進部長。

黒澤幹事 2点目の質問から先にお答えさせていただきます。都市計画変更の幅員が変わる理由は、橋梁としての構造が変わることによるものではなくて、道路法の道路構造令で、中央分離帯と路側帯の幅員の規定が当時と今と変わっていますので、それで先ほどの断面図のように幅員が広がるというものでございます。

小西会長 まちづくり管理課長。

西山幹事 構造について、更新に当たりまして、橋梁の全体の軽量化を図るという考え方が示されております。そうした中で、横リブという渡す部分を5mと長くにとって、一般の橋と比べまして、たわみを抑えるよう軽量化を図るために構造を見直しているということです。

黒沼委員 ありがとうございます。ただ、今全国的な問題になっております

この見つかった疲労亀裂との関係で、軽量化とともに亀裂の起きにくい、つまり維持管理のしやすい、メンテナンスも含めて、そういうことも図ったのかなと思ったのですが、もちろんそうだと思うのですが、それで良いのでしょうか。

小 西 会 長      どうしますか。どなたかお答えになられますか。名前を言ってもらえますか。

渡 部 幹 事 補 佐      まちづくり管理課渡部と申します。今、首都高のほうからいただいた資料を確認しておるところなのですが、どのように構造を図るかという絵柄はあるんですが、きちんとした構造名が記入されていない状況ですので、首都高のほうにまた確認等を行いたいと思います。申しわけございません。

小 西 会 長      黒沼委員。

黒 沼 委 員      わかりました。それで結構ですが、いずれにしても、技術の発展と事故のない、安全性のためにということだと思しますので、ぜひそれを十分図られて、工事を進めてくださるようお願いしておきます。以上です。

小 西 会 長      どうぞ、日野委員。

日 野 委 員      幅員が広がるというか、路側帯が広がることは良いことだと思うので、基本的には賛成ですし、このあたり特に住宅があるわけではないので、住環境に影響するということなども考えにくいかと思うのですが、こういった構造物は、大田区としては、土地をお貸しするみたいな形になるかと思うのですが、責任の所在が最近うるさく言われているので、これの施工管理ですとか、工事の監理というか監督とかそういったところを、もし今わかっている範囲であれば、教えていただけるとよろしいかと思うのですが、わかりますでしょうか。

西 山 幹 事      都市計画もこれから決定し、決まるのはこれからということでございます。

小 西 会 長      荒井幹事、ほかに言うことありますか。

荒 井 幹 事      ここにつきましては、都市計画道路の幅員が広がると、線引きを広げるという程度のお話をしているところでございます、構造体もまだ不明だと。また工事のほうも首都高速株式会社でやられるこ

とですので、我々のほうでは把握していないということでございます。通常の道路が広がるというところの観点でお願いをしているところですよ。

小 西 会 長 田村委員。

田 村 委 員 事前資料3のA4の横の資料、今回の工事部分、都市計画道路の指定部分を書いてあるのですけれども、この絵の上を書いてあるこの羽田水門のあたりでしたか、堤防だとか水門の耐震強化工事みたいなのが始まっているかと思うのですが、この工事とそして首都高の工事との、ラップする時期というのはどのぐらいあるのかというのをちょっと概算で知りたいんですけど。

小 西 会 長 荒井幹事。

荒 井 幹 事 ご指摘のとおり、今護岸の整備をやっておるところでございますが、これも順次着工して、大師橋じゃなく六郷橋の下のところをこれからやるという話になっています。こちらは平成27年から35年にやるということですので、基本的にはダブらないと考えていますが、工事の進捗状況からすると若干ダブるのかなと。ただ、ダブったとしても、橋の下の工事になりますので、工事的な支障はないというふうに考えております。

小 西 会 長 田村委員。

田 村 委 員 ありがとうございます。別途でも構いませんので、工程だけわかれば教えていただければと思います。

小 西 会 長 まちづくり推進部長。

黒 澤 幹 事 先ほどの日野委員からのご質問、ご指摘に関して少し補足させていただきます。先ほど答弁申し上げましたように、まだ施工者等、具体の段階に至ってございませんが、委員ご指摘のとおり、この間の様々な状況もございます。発注者は首都高速道路株式会社であると同時に、道路管理者として東京都もかかわってまいりますので、最終的な施工管理について、関係者に対して、しっかりと万全を期すように伝えていきたいというふうに考えております。

小 西 会 長 ほかの委員の皆様、ご質問やご意見ございますか。伊藤委員。

伊 藤 委 員 この説明会の話なんですけども、本当に単純に教えてもらいたいんですけど、こういう都市計画を立てるときは、事前の説明会とい

うのをしなければならないというふうに決まっているものなのですか。

小西会長 都市計画担当課長。

河原田幹事 都市計画決定になりますので、都市計画法の中で、原案を作成した後に公聴会、説明会を開くこととなっております。その後、公告・縦覧をして、都市計画審議会に付議して、都市計画決定という流れになります。

伊藤委員 そのこのところ、毎回、確かにそうなのですよ。そのこのところが問題だと思っています。要するに審議会の人たちに資料が出る前に、もう説明会が行われているわけですね。議題にもまだなっていない、上程されていないような議題に対して、先に説明をしなければいけないという仕組み自体に問題があるのではないかなど。特にこの案件がどうこうという話ではないのですが、全ての案件をそういう形でやっていくと、前回もそういうのがありましたけども、まだここで審議されて了解されていない内容が、既にあたかも事実かのように世の中に出回ってしまう。この審議会の必要性は一体どこにあるのだろうか。例えば、説明会をしてしまった後で、この審議会に変更なり否決なりがあったときに、その説明会に来た人にはどう対処するんだらうかということもあわせて考えると、もう最初からこの審議会がオーケーが出るのを前提に説明会をしているように聞こえるのですが、説明会の位置づけというのはどういうものなのですか。

小西会長 法的な位置づけ、例えば条文等で説明できますか。

まちづくり管理課長。

西山幹事 都市計画法の根拠で申し上げますと、公聴会の開催等ということで、都市計画法の16条第1項になります。ちょっと長くなりますが読み上げますと、都道府県または市町村は、次項の規定による場合を除く都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものという規定がございます。そうした中で、区として説明会という形でお話しさせていただいているというものでございます。

小 西 会 長 伊藤委員。

伊 藤 委 員 今回の言葉を聞く限り、必要とあればということは、やらなくても別にいいんじゃないかと。やらなければならないというふうに先ほど答弁されましたけども、どちらが本当でしょうか。

小 西 会 長 都市計画担当課長。

河原田 幹 事 やらなければならないというのは、法律上は必要があると認めるときですので、やらなければならないというのは、法律上では違います。

小 西 会 長 伊藤委員。

伊 藤 委 員 そうすると、その議題ごとに必要か必要でないかを判断することになると思うのですが、今まで大田区では多分全部やってきたんではないかなと思います。今日の案件のように、必要性を誰しもが認めるであろうものについてはいいのかなと思います。みんなの意見が分かれるような場合について、聞くところによると、昨日も、次回のこの議題についての説明会が行われたという、2月の説明会に対しての説明会は既に行われたという話を聞いています。そこで、僕らがまだ正式には受け取っていないような中身が住民のほうに公表されて、さらにそれが公告・縦覧も始まると。このやり方は果たしてどうなのかと。例えばですけれども、まず一回ここで開いて、議題を説明して、その後で住民の意見を聞くために説明会をすることならまだわかるんです。委員が知らない間に、住民に既に説明会が終わりましたと、さらに公告・縦覧もしてしまいました、その後で審議してくださいというのは、姿勢としてどうなのでしょう。もしどうしても必要であるというのなら、その必要性を我々に説得する必要があるんじゃないだろうかというふうに思うのです。昨日の説明会について必要性を教えてください。

小 西 会 長 どうしますか。この会としてそれを求めますか。

伊 藤 委 員 次回求めますので、今回はこの案件についての必要性を教えてください。

小 西 会 長 今回の整理でよろしいですね。

伊 藤 委 員 6月24日に開いた、今議題になっている2号議案の説明会の必要性、なぜ開かなければならなかったのかということをお教えください。

い。

小 西 会 長 わかりました。

まちづくり管理課長。

西 山 幹 事 説明会開催としましては、先ほど16条第1項にございまして、必要に応じてということでございます。区としては、住民の意見を聞いて、その内容を都市計画審議会に報告させていただいて、ご審議賜るものであり、私どもは必要と考えて実施したところでございます。

小 西 会 長 伊藤委員。

伊 藤 委 員 審議会のメンバーに議題として出す前に住民に意見を聞くということが、果たしてどうしてやらなければならないのかということを知っている。どうしてですか。

西 山 幹 事 一つには、さまざまな都市計画ございまして、そういった意見を反映していく中の考え方として、意見を聞いていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

小 西 会 長 伊藤委員。

伊 藤 委 員 そこを知っているのではなくて、なぜ審議会に出す前に、住民の意見を聞く必要があるのかということを知っている。

小 西 会 長 荒井委員。

荒 井 幹 事 伊藤委員のおっしゃっていることは、二つ考えられるのですが、一つは、我々のほうで、審議会より前に説明会をやっていることが、要は審議会の皆さんが知らないうちに説明会をやっているのはどうだという話につきましては、この仕組みについては、審議会の中で、当然にそれは前にやったほうがいだろうという結論が出るのであれば、そういう形もとれるのではないかというふうに考えています。

もう一つは、説明会をやらなきゃいけないかどうかという話については、先ほどうちの課長がお話ししたとおり、区民の意見を聞いて、それを審議会の皆さんに、どういう意見があったかというのを話ししなければいけないという判断もございまして、そういう形でやっていると。だから、最初の話であれば、そこら辺のところはご議論をしていただきたいなというふうに考えております。

小 西 会 長 伊藤委員。

伊 藤 委 員 議題が出てないので、先に開いてくれとか開いてくれないでくれとか、理由を言う場面がないのですよ。初めて聞いたときには既に説明会、公告・縦覧が終わっているわけですよ。

だから、さっき言ったみたいに、例えば今回の案件については、前回のときに、次回これをやるので、その前に皆さんの住民の意見を聞く必要があるかどうか考えましょうということをご提案してもらえれば、それは議論ができて、タイミング的に間に合うのかもしれないけども、今日になって、この説明会をやりましたと。それはどうしても必要なんですかという話に対しても明確に答えられないと。

例えば、高速道路の路肩を広げることを、どうして住民の意見を先に聞く必要があるんだろうかと。もっと生活に密着したものであれば、聞く必要がある場面はいっぱいあると思いますけども、例えばこの案件なんかは一番それから遠いように思えるのですよ。もし日陰になるとか、そういう影響があるとか、そういう必要性がきちんとあるなら、それはそれでやるべきだと思いますけど。一般的に思えば、普通に思えば、この案件ぐらいは、特に住民の意見を聞くという場面を、それも我々の知らされる前に、その必要があればというところに当てはまるのだろうかという気がしているのですよ。

だから、この議題について、この高速道路の路肩を広げることについて、住民の意見を聞くという必要性は、どこにあるんですかということなんです。どうでしょうか。

小 西 会 長 副区長。

副 区 長 この事例ということになれば、詳細はちょっと不明ですけども、私もたまたま周辺に住んでいるものですから、昔、聞き及んだことを申し上げますと、これがかかる際に、ちょうど護岸の堤防はやや高くなっておりました。その下の住民の方々から、いわゆる橋梁を支える柱を立てるために用地買収が行われました。この際に、従前ここの建ったところには道がなかったんですね。今の首都高羽横線というものが建ったとき。収用が行われました。ちょうど下の所有

者の方が大分反対をされて、当時この橋梁を建てるために、位置の関係がなかなか難しかったということを知り及んでおります。それからまた、これを実行する時期は不明でございますけれども、やはり騒音等の問題等も過去からございます。そういう点で、かけかえも単純に橋を切って上からどんと落とすわけではございませんで、これはとめるということはないというふうに聞いております。そうすると、いわゆる迂回路等々の構造物を用意するようなことも今後出てくるんだらうと想定されます。そういう関係で、利害得失を住民の方々に及ぼす可能性がある。事前にそういうことでお話をしておいたほうが、皆さん方いろいろご要望、あるいはご注文もあるかと思っておりますので、そういうのを事前に聞いた上で、審議会で、そういう点も具体的にご判断いただく材料づくりということかなというふうに私は理解しております。多分これは行政実例があるはずでございますので、必要なところを早急にご案内させるようにしたいと思っております。

小 西 会 長 伊藤委員。

伊 藤 委 員 別に言葉尻をとるつもりはないんですけども、そうすると説明会では今言ったようなお話が出たということですか。迂回をする可能性があるとか、工事の騒音が出るとか、住民の皆さんにそのお話を説明されたということになるわけですか。

小 西 会 長 まちづくり推進部長。

黒 澤 幹 事 そういう説明は、首都高速道路株式会社からはございませんが、参加者から、車両通行止めをして事業が行われるのかどうかとか、いわゆる都市計画の変更にかかわる内容ではない、今後の工事等にかかわるご心配も含めて、副区長がお話ししたような趣旨のご質問がございました。

小 西 会 長 伊藤委員。

伊 藤 委 員 僕は住民説明会ってそういうものだと思うのですよ。だからこそ、先に審議会でやることは決めた上で、いろいろな影響があるので、住民の皆さんに説明をする。それで工事のやり方をどうしましょうか、相談をする。その順番ならば、全然問題はないと思うのですよ。それを、何も決める前に先に個別具体の説明をする、住民相手です

から個別具体の説明になると思うのですが、そういうことをすると順番が逆なんじゃないかというふうに思うわけです。

さっき言ったように、一度で説明から採決までいくのではなくて、一度まず解説をしてもらって、それで、必要であれば住民の声を聞くかどうかの必要も、このメンバーで判断をする。これについては説明会を開いてくださいと、その声を聞いて、次回、答えを探しましょうという手順が正しいんじゃないかというふうに思うのですが、手順、やり方として、どうでしょうか。

日 野 委 員 一ついいですか。関連です。審議会の進め方とか審議会のあり方は、大田区なので、大田区の議会なり、大田区議会のワーキングとかで考えないといけない。要は役所の方には、ほとんどその権限はないかと思うので。

伊 藤 委 員 そんなことない、全部あそこで決めているのですよ。

日 野 委 員 そうなのでしょうか。多分権限なくて、せいぜい、何々審議会のための住民説明会が行われますよと、事前にこの委員会の方にみんなに知らせてくださいとか、メールとかで知らせてくださいとかいうご要望は多分できるかと思うので、もし伊藤委員が大田区民であれば、その住民説明会に参加するのは全然問題はないかと思うので、その説明会がありますよという連絡をくださいということと、あと、私は都市計画法を全部は知らないんですけど、その情報に関しては、各行政で特別なものを認めることができるという一文があれば、大田区は大田区で独自のそういうものをつくることのできるようになると思いますので、その辺からまず始めないと、今この審議会でそのやり方みたいなのは、せいぜい連絡くださいのご要望ぐらいしかできないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

小 西 会 長 伊藤委員。

伊 藤 委 員 いや、議会に何も報告なんかないですよ。都計審が終わった後で、こういう都計審の答えが出ましたという報告しかないです。事前の説明も何もないし。都計審の進め方を話し合う場面も議会にはないです。この場でやるしかない話だと思ったので、今日出しているんですよ。

日野委員　　そうですか、すみません。

小西会長　　問題提起という受けとめ方をすればいいのですよね。

伊藤委員　　そうですね。

小西会長　　まちづくり推進部長。

黒澤幹事　　要点を整理すると、一般的に、よりこういう形のほうがベターであるという考え方と、あと個別性としての必要性、両方から判断して行うべきだというふうに、委員のご指摘は受けとめたいと思います。審議会委員の皆様に事前に、条文の公聴会に当たるものとしての説明会開催に関する情報の提供のあり方について、検討させていただきたいと思っております。なお、事前説明会については、議会所管委員会に対して、事前にご報告申し上げております。

小西会長　　今のご説明に対して、ほかの委員の方々からご意見やご質問ありますか。黒沼委員。

黒沼委員　　今後検討でいいと思います。

小西会長　　この件はそういうことで仮置きして、今後検討されるということ、検討の場をどこでやるかということがかなり問題になるかと思うのですが、それをこの場でやるというお話ではないのではないかというふうに私は思っておりますので、適宜適切な場所で、大田区としての事前説明のあり方というのを今後検討されるということで、整理したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の方々からご意見やご質問ございますか。議題にしている件につきましてということですが。よろしいですか。

では、ご意見やご質問が出尽くしたというふうに理解して、第2号議案につきましては、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申したいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小西会長　　では、ご異議がないようですので、第2号議案につきましては、諮問のとおり定めることが適当である旨、答申いたします。

本日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

小西会長　　それでは、これをもちまして本日の審議会は終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

午後3時03分閉会